

# 平成 22 年度税制改正等に関する提案

全国知事会  
平成 21 年 10 月

新内閣は、国と地方の協議を法制化し、地方の声、現場の声を聞きながら、国と地方の役割を見直し、地方に権限を大幅に移譲するとともに、地方が自由に使えるお金を増やし、自治体が地域のニーズに適切に応えられるようにする方針を明示している。

全国知事会は、「国と地方の協議の場」の早期の法制化を願うとともに、国民生活の向上と我が国の発展のため、積極的・建設的な協議をしていきたいと考えている。地方団体の自主性、主体性を高め、新政権が目指す地域主権の考え方の下、真の地方分権改革を実現するためには、その裏づけとなる税財源の確保が必要不可欠である。

このため、平成 22 年度税制改正にあたり、次の事項について実現を図られるよう提案する。

## 記

### 1 新たな政府税制調査会への地方の参加

地方税制について、地方分権の時代にふさわしい税制を構築するため、新たな政府税制調査会に地方六団体の代表が参画するなど、国と地方が対等の立場で地方税制について協議する場を設けること。

### 2 自動車関係税制の見直しに際しての地方への配慮

#### (1) 暫定税率が廃止される場合に生じる地方の減収について

揮発油税、自動車重量税、自動車取得税及び軽油引取税の暫定税率の廃止は、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地方の財政運営に深刻な影響がある。

暫定税率を廃止し、その減収を国直轄事業負担金を廃止する方法で賄うとしても、直轄事業負担金の財源の多くは地方債であることから、地方が自由に使える一般財源は大きく減少することとなる。

このため、地方財源の確保の観点からは暫定税率を維持することが望ましいが、現下の厳しい経済情勢等を踏まえ、税率水準を引下げ場合には、地方の財政運営に支障が生じないよう、明確な財源措置が講じられるべきである。

#### (2) 「地方環境税（仮称）」の創設

暫定税率を廃止する場合には、地方ではこれに替わる新たな財源が必要であり、また、地球温暖化防止に積極的に取り組む上で、CO<sub>2</sub>の排出を抑制する税制の導入には合理性がある。

このため、地球温暖化対策をはじめとする環境施策の推進においては、地方団体も大きな役割を担っていること、環境への負荷低減を政策目標とするうえでは、

負荷が発生する消費段階での課税が望ましいことなどから、軽油や揮発油といった化石燃料に対して、炭素含有量等に応じて課税する新しい地方税「地方環境税（仮称）」を創設すべきである。この場合、「地方環境税（仮称）」は都道府県税とし、市町村に対しては税交付金を交付することが考えられる。

### **3 地方分権改革に対応した地方税財源の確保・充実**

#### **(1) 事務・権限の移譲に伴い必要となる地方税財源の確保**

政府は、地方の声、現場の声を聞きながら、国と地方の役割を見直し、地方に権限を大幅に移譲することとしている。

今後、権限を移譲する際には、それに伴い必要となる地方の税財源を確実に確保するなど、明確な財源措置を講じることが必要不可欠である。

#### **(2) 偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の構築**

地方の自主性を高めるためには、地方税源の充実を図ることが必要であるが、その際には、地域間の財政力格差に留意し、偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の構築に取り組むべきである。

今後、確実に増嵩が見込まれる医療、福祉等の社会保障や教育、警察、消防といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に供給していくためには、税収が安定的な地方消費税を引き上げる必要があり、そのための議論を行うべきである。

また、地方消費税は地方の固有財源であり、消費税が地方交付税の原資となっていることなどから、地方消費税を含めた消費税の全額を年金等の社会保障財源に充てることは、地方として容認できるものではない。

#### **(3) 地域間の財政力格差を是正する地方交付税の財源調整・財源保障機能の復元・強化**

偏在性の少ない地方税体系の構築を目指したとしても、地域間の財政力格差を解消することはできず、地方税源の充実に伴い地方交付税の役割は一層重要なものとなる。

三位一体改革による地方交付税総額の不合理な削減により、大幅に減少した地方交付税の財源調整機能、財源保障機能の復元・強化を図り、地方団体が地域のニーズに適切に応えられるよう、地方財政計画（歳出）に地方の財政需要を実質的かつ的確に積み上げるとともに、それに対応した地方交付税総額を確保すべきである。

また、恒常的な財源不足にもかかわらず長年据え置かれてきた地方交付税の法定率を引き上げるべきである。

### **4 地方税制度（全般）の見直し**

#### **(1) 課税自主権の拡充**

課税自主権については、その発揮によって地方税源を量的に拡充することには、国・地方を通じ主要な税源は法定税目とされていることから、自ずから限界もあるが、地域の特色を踏まえた、地方団体の創意工夫を活かすためにも、その拡充

に取り組むべきである。

## **(2) 非課税等特別措置の整理合理化**

地方税における非課税等特別措置について、極力、整理合理化を図り、新設・拡充は厳に抑制すべきである。

## **5 地方税制度(個別税目)の見直し**

### **(1) 個人住民税の充実確保**

個人住民税は「地域社会の会費」として住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格を有している。所得税から住民税への3兆円の税源移譲により、従前にも増して地方の基幹税目として重要なものとなっていることを踏まえ、新たな税額控除の導入は厳に慎むとともに、生命保険料控除等の政策誘導的な控除の見直しを行うなど課税ベースの拡大に努めること。

### **(2) 地方法人課税の堅持及び外形標準課税制度の拡充**

地方法人課税は、法人の事業活動を支える地方団体からの様々な行政サービス等に対して法人が応分の負担をするという大原則に基づくものであり、地方団体の重要な財源である地方法人課税についての撤廃や安易な縮減などの議論は到底受け入れられるものではないこと。

仮に中小企業の法人税率を引き下げる場合には、法人県民税や地方交付税の総額が減少することから、地方の歳入に影響を与えないよう、地方税財源の確保を図ること。

また、基幹税である法人事業税の税収の安定化を図るため、景気動向に配慮しながら対象法人の資本金要件を見直すなど外形標準課税制度の拡大を図る方向で検討すること。

### **(3) 法人事業税における収入金額課税制度の堅持**

電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。

### **(4) 日本銀行の国庫納付金の課税対象化**

日本銀行の国庫納付金相当額を法人関係税の課税対象とすること。

### **(5) 社会保険診療報酬に係る課税特別措置の見直し**

事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特別措置の見直し(所得計算の特例及び医療法人に対する軽減税率の適用の撤廃)を行うこと。

### **(6) 法人事業税の課税の仕組みの見直し**

法人事業税については、多様化する事業形態に対応して、課税の公平性を確保し、分かりやすい税制とするため、現行の課税対象業種の限定列挙方式の見直し

など、課税の仕組みを抜本的に検討すること。

**(7) 不動産取得税の特例措置の見直し**

不動産取得税については、都道府県の貴重な財源であることから、標準税率引き下げの特例措置等を見直し、その安定的確保を図ること。

**(8) 固定資産税の安定的確保**

固定資産税については、地方団体の重要な基幹税目であることから、厳しい地方団体の財政状況を踏まえ、その安定的確保を図ること。

**(9) 還付加算金の利率の見直し**

還付加算金の法定利率の設定について、社会経済情勢を反映した利率に見合うよう引き下げること。

**(10) 自動車税徴税事務の改善等**

自動車税について、移転登録・抹消登録時の納税確認を義務付けるなど、地方税の徴収率向上や納税者の視点に立った徴税事務の改善を図ること。

**6 その他**

**(1) 非居住者等の受け取る振替地方債の利子に係る非課税手続の簡素化及び非課税対象者等の拡充**

非居住者、外国法人が受け取る地方債の利子のうち、「社債、株式等の振替に関する法律」上の振替債に係るものについて、振替国債に係るものと同様、非課税手続を簡素化し、非課税対象者等を拡充すること。

**(2) 非居住者等の受け取る振替地方公共団体金融機構債券等の利子等に係る非課税制度の創設**

非居住者、外国法人が受け取る地方公共団体金融機構が発行する債券（地方公営企業等金融機構債券及び公営企業金融公庫債券を含む。）の利子等のうち、「社債、株式等の振替に関する法律」上の振替債に係るものについて、国債、地方債の場合と同様に非課税とすること。

**(3) 税務情報等の電子データによる提供促進**

課税事務の効率化を図るため、税務署からの所得税情報、登記所からの不動産登記情報等の電子データによる提供促進を図ること。